

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当社は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。（2021年12月3日時点）

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

該当なし。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が以下の通り限定されている出資で、MUFGのサステナブルファイナンスとして計上可能であること

・法令・環境等に係る社内デューデリジェンス基準を満たし、第三者機関より法令・環境調査を受けた再生可能エネルギー関連プロジェクトへの出資

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社独自の基準は、リスク管理部署によるリスクチェックフローを経て定められ、当社の意思決定機関である投融資審議会にて承認されたもの。MUFGのサステナブルファイナンスの定義はサステナビリティ委員会において審議され、MUFG経営会議へ報告されたもの。

ご参照：サステナブルファイナンスの定義

(https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2019/pdf/news-20190515-001_ja.pdf)

当該基準への適合性は、次のプロセスにより判断される。

① 商品組成部署は個別の再生可能エネルギー関連プロジェクトの発電所を特定した上で法令・環境を含むデューデリジェンスを自ら実施し、MUFGのサステナブルファイナンスへの適合性を確認。

- ② 第三者機関による法令・環境調査を実施。
- ③ リスク管理部署にて①②の結果を評価。
- ④ ①～③を踏まえ、当社の意思決定機関である投融資審議会にて判断。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当社では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当社独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

資金使途が以下の通り限定されている出資で、MUFG のサステナブルファイナンスとして計上可能であること

- ・法令・環境等に係る社内デューデリジェンス基準を満たし、第三者機関より法令・環境調査を受けた再生可能エネルギー関連プロジェクトのみを裏付け資産とするファンドへの出資

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当社独自の基準は、リスク管理部署によるリスクチェックフローを経て定められ、当社の意思決定機関である投融資審議会にて承認されたもの。MUFG のサステナブルファイナンスの定義はサステナビリティ委員会において審議され、MUFG 経営会議へ報告されたもの。

ご参照：サステナブルファイナンスの定義

(https://www.mufg.jp/dam/pressrelease/2019/pdf/news-20190515-001_ja.pdf)

当該基準への適合性は、次のプロセスにより判断される。

- ① 商品組成部署は個別の再生可能エネルギー関連プロジェクトの発電所を特定した上で法令・環境を含むデューデリジェンスを自ら実施し、MUFG のサステナブルファイナンスへの適合性を確認。
 - ② 第三者機関による法令・環境調査を実施。
 - ③ リスク管理部署にて①②の結果を評価。
 - ④ ①～③を踏まえ、当社の意思決定機関である投融資審議会にて判断。
- その後、上記の商品組成部署にて投資した再生可能エネルギー関連プロジェクトのみを裏付け資産とするファンドを組成。フロント部署で、当該ファンドへの出資を判断。

以 上